

見守り 新鮮情報

第198号

友人に紹介された人が自宅に来訪し「**会員**になれば1箱**1万3千円**で体に良い飲料水を購入できる。登録料は、2箱購入すれば免除。**人を紹介**すると**ボーナス**がもらえる」と言われ、断りきれずに契約した。**目が不自**

由なため**契約書**はその人に**書いてもらった**。その後、商品が届いた際に、宅配業者から宛名ラベルには業者の**住所も連絡先も書いていない**と教えてもらい、**不審**に思った。解約したいが、一人暮らしのため書類が読めず連絡できない。
(70歳代 男性)



友人からの紹介でもきっぱり断って! マルチ商法的勧誘に注意

ひとこと助言



見守るくん

周りの人も
見守って

- 他人に商品を紹介し購入につながればマージンが得られると誘う、マルチ商法的勧誘のトラブルです。
- 親しい人や仲間からの紹介、誘いは断りにくいものですが、断る勇気も必要です。自身も友人を勧誘することにより、その人との関係を壊してしまうこともあります。
- 過去には聴覚障がい者の間でマルチ商法がまん延したこともあり、一人暮らしの障がい者や高齢者の家に見知らぬ人が出入りしていないか、周囲の人が日ごろから気を配りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。